

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名(姓、名)	シバガキ ノボル 柴垣 登		授与番号 甲 1455 号
学位の種類	博士(学術)	授与年月日	2020年 9月 25日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項該当者 [学位規則第4条第1項]		
博士論文の題名	インクルーシブ教育実現のための方策の提案 ・都道府県間の特別支援教育の差異に着目して・		
審査委員	(主査) 立岩 真也 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)	後藤 基行 (立命館大学大学院先端総合学術研究科講師)	
	美馬 達哉 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)	堀家由妃代 (佛光大学教育学部准教授)	
論文内容の要旨	<p>本論文は、都道府県間の特別支援教育の差異の状況とその要因に着目して、インクルーシブ教育実現のための方策を提案することを目的とする。構成は、序章「研究の目的」、第1章「就学先決定の仕組みから見た日本的インクルーシブ教育の特質と課題」、第2章「財政面から見た日本的インクルーシブ教育の特質と課題」、第3章「小中学校における特別支援教育体制整備状況における都道府県間の差異の状況と要因」、第4章「特別支援学校費の都道府県間の差異の状況と要因」、第5章「特別支援教育対象率の都道府県間の差異の状況と要因」、第6章「インクルーシブ教育実現のための方策」、終章「誰のためのインクルーシブ教育か」。</p> <p>特別支援教育の対象者数や教育費などには都道府県間の差異がある。同じ法制度のもとで行われている特別支援教育になぜ都道府県間で差異が生じるのか。そのような差異の状況と要因を明らかにすることが、今後すべての子どもが共に学ぶことを実現していくための方向性や方策を検討する上で有効であると考え、本論文は、都道府県間の特別支援教育の差異の状況とその要因について、対象者数や教育費等のデータに基づいて検討した。結果、差異に関連する要因は、各都道府県の就学先決定における本人・保護者の意向の尊重の度合い、特別支援教育の対象者の基準の違いなど運用面の違いにあることが明らかとなった。また、教育委員会や学校現場が求めているのは、障害のある子どもが通常学級で学ぶ場合の人的・物的な環境整備のための財源の保障や教育課程の柔軟な運用であった。</p> <p>以上より、インクルーシブ教育実現のための方策として、本人・保護者の就学先の選択権を認めるとともに、障害のある子どもが通常学級に在籍する場合の対応として、教育課程の柔軟な編成を認めること、教育費の配分方法として障害の種類や程度等に応じ子ども一人ずつについて予算を配することを提案した。合わせて、学校施設の改修など基礎的環境整備については、基準を定め計画的に行っていく必要があることを述べた。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">論文審査の結果の要旨</p>	<p>「特殊教育」「障害児教育」としばらく前まで呼ばれ「特別支援教育」とこのごろ呼ばれるようになった教育について、その理念が語られ、発達保障論・対・共生共育論といった理念の対立があつてきた。そしてむしろ、教育実践は様々に研究され大量に発表されてきた。しかし、そうしたなかで、実際にどのような具合に予算が使われ、どんな人（生徒）がどのようにどのような場に受け入れられ、そこにどんな人がどれだけ配置されているのかという研究はたいへん少ないままだった。本論文はその領野での本格的な研究としてまったく先駆的なものとなった。まずそのことが評価された。</p> <p>そしてこの予算や人の配置等について、都道府県間の差があることはすくなくとも関係者には知られていた。長年教育の現場にいた著者はそこに着目した。その差異とそれが何に由来するかを明らかにできれば、その幅の間にあるどれをどのように採用するかを考えることもできる。そこで比較が企図された。</p> <p>そこには困難もあつた。例えば人の配置にしても、教員を増やすという手段もあれば、補助員のような人をつけるという方法もあり、簡単には比較できなかった。だが一つ、「インクルーシブ教育」の困難について言われる際、人の配置の困難、つまりは予算の希少さが語られるのだが、示されたことは、財政の豊かな自治体において初めて可能であるということではなかった。とすれば、必然的な困難があるというより、当該の自治体や個々の教育委員会・学校での慣習のようなものによって、実態が規定されている可能性がある。本論文では「発達障害」と呼ばれる人たちの受け入れのあり方について都道府県の間大きな差異があることもまた明らかになっているが、これもやはり同様に説明することができよう。</p> <p>著者のように、本人・保護者の意思による選択が認められるべきだとする立場からは、その差異は除去されるべきであるという方向が示され、そしてそれは、本来はさほど困難でないことも言えることになる。そのうえで、具体的に整えられるべきまた改善されるべき施策もまた示される。これもまた本論文のためになされた調査研究による貢献である。こうして、これまでなされるべきだがなされてこなかった研究がなされ、その結果、実践面・政策面における可能性もまた示されることになった。</p> <p>以上により、審査委員会は一致して、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">試験または学力確認の結果の要旨</p>	<p>本論文にかかわる口頭試問は2020年6月4日（木）11時より12時30分まで、Zoomを用い審査員4名によっておこなわれ、公聴会は7月16日（木）16時30分から17時30分までZoomを用いて審査委員4名と多数の聴衆の参加によっておこなわれた。</p> <p>著者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士（学術 立命館大学）」の学位を授与することが適切と判断する。</p>